

五ヶ瀬町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

平成 28 年 3 月 18 日
五ヶ瀬町告示第 11 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 総合事業訪問介護

第 1 節 基本方針（第 4 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 7 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 8 条―第 34 条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 35 条―第 37 条）

第 3 章 総合事業通所介護

第 1 節 基本方針（第 38 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 39 条・第 40 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 41 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 42 条―第 50 条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 51 条―第 54 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等の手続き並びに事業者が遵守すべき事業の人員、設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合事業訪問介護とは、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「改正法」という。）第 5 条による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- (2) 総合事業通所介護とは、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業所のうち、旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- (3) 常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (4) 介護予防支援事業者 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を行う者をいう。

(事業の一般原則)

第3条 事業者は、利用者(総合事業訪問介護及び総合事業通所介護を利用する者をいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、町、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 総合事業訪問介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 総合事業訪問介護の事業は、利用者が既に介護予防訪問介護を利用しており、介護予防訪問介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合、入院前若しくは退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスとして介護予防訪問介護が特に必要な場合その他の訪問介護が必要な場合に、その利用者の状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 総合事業訪問介護の事業を行う者(以下「訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(総合事業訪問介護の提供に当たる改正法第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。)の員数は、常勤換算法で2.5以上とする。

2 訪問介護事業者は、訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防訪問介護事業者(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定介護予防訪問事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問介護の事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は総合事業訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護(旧介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)とが事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における総合事業訪問介護の事業及び指定訪問介護の利用者又は総合事業訪問介護の事業及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数においては、利用者の数に応じて常勤換算によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定の数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら総合事業訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する総合事業訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 訪問介護事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業又は訪問介護相当サービスの事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 訪問介護事業者は、訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備、備品等）

第7条 訪問介護事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 訪問介護事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問介護の事業と指定訪問介護の事業又は総合事業訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明並びに同意）

第8条 訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条の運営規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「磁気的方法」という。）により提供することができる。

この場合において、訪問介護事業者は、当該文書を交付したとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子系サイン気に備えられたフィルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法（電磁気方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法。

3 前項に掲げる方法は、ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる磁気的方法の種類及び内容を示し、文書又は磁気的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問介護事業者が使用するもの。

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は磁気的方法により磁気的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を磁気的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

(提供拒否の禁止)

第9条 訪問介護事業者は、正当な理由なく総合事業訪問介護の提供を拒んではならない。

(受給資格等の確認)

第10条 訪問介護事業者は、利用者から総合事業訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の期間、負担割合を確かめるものとする。

2 訪問介護事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、総合事業訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(心身の状態等の把握)

第11条 訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（第1号事業に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が介護予防サービス・支援計画書（第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）の作成のために介護予防サービス・支援計画書の原案に位置付けた第1号事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービ

スの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者との連携)

第 12 条 訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健利用サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第 13 条 訪問介護事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った総合事業訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画の変更の援助)

第 14 条 訪問介護事業者は、利用者が介護予防介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行等)

第 15 条 訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 16 条 訪問介護事業者は、総合事業訪問介護を提供した際には、当該訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該総合事業訪問介護について法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防サービス・支援計画書を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問介護事業者は、総合事業訪問介護を提供した際には、提供した具体的な総合事業訪問介護の内容等を記載するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の額)

第 17 条 訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する総合事業訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該総合事業訪問介護に係る第 1 号事業費用基準額から当該訪問介護事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない総合事業訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、総合事業訪問介護に係る第 1 号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問介護事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において総合事業訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を受けることができる。

4 訪問介護事業者は、前項の費用の額に係る総合事業訪問介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該総合事業訪問介護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第 18 条 訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない総合事業訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、その提供した総合事業訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービスの提供の禁止)

第 19 条 訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する総合事業訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する町への通知)

第 20 条 訪問介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに総合事業訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって総合事業訪問介護の提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時の対応)

第 21 条 訪問介護員等は、総合事業訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 22 条 訪問介護事業所の管理者は、当該訪問介護事業者の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 訪問介護事業所の管理者は、当該訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を順守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第 5 条第 2 項のサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 総合事業訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化や総合事業訪問介護に関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等との連携を図ること。

(4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他の総合事業訪問介護の内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規定)

第 23 条 訪問介護事業者は、訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規定を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び食職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(介護等の総合的な提供)

第 24 条 訪問介護事業者は、事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、清掃等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。
(勤務体制の確保等)

第 25 条 訪問介護事業者は、利用者に対し適切な総合事業訪問介護を提供できるよう、訪問介護事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 訪問介護事業者は、訪問介護事業所ごとに、当該訪問介護事業所の訪問介護員等によって総合事業訪問介護を提供しなければならない。
- 3 訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(衛生管理等)

第 26 条 訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 訪問介護事業者は、訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
(掲示)

第 27 条 訪問介護事業者は、訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の総合事業訪問介護の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
(秘密保持等)

第 28 条 訪問介護事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 訪問介護事業者は、当該訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
(介護予防支援事業者及びその従事者に対する利益供与の禁止)

第 29 条 訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者への特定のサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
(苦情の対応)

第 30 条 訪問介護事業者は、提供した総合事業訪問介護に係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問介護事業者は、提供した総合事業訪問介護に関し、町が法第 115 条の 45 の 7 第 1 項に基づく報告等若しくは帳簿書類等の提出若しくは提示を命じ、又は町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問介護事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(町が実施する事業への協力)

第 31 条 訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した総合事業訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に関して、町が派遣する職員等による相談及び援助を行う事業の他、町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 32 条 訪問介護事業者は、利用者に対する総合事業訪問介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び講じた処置を記録しなければならない。

3 訪問介護事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計等の区分)

第 33 条 訪問介護事業者は、訪問介護事業所ごとに、経理を区分するとともに、総合事業訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

第 34 条 訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問介護事業者は、利用者に対する総合事業訪問介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 第 36 条第 1 項第 2 号の介護予防訪問介護計画

(2) 第 16 条第 2 項に規定する提供した具体的な訪問介護相当サービスの内容等の記録

(3) 第 20 条に規定する町への通とに係る記録

(4) 第 30 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 3 2 条第 2 項に規定する事故の状況及び講じた処置の記録

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(総合事業訪問介護の基本取扱方針)

第 35 条 総合事業訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 訪問介護事業者は、自らその提供する総合事業訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して総合事業訪問介護の提供に当たらなければならない。

4 訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による総合事業訪問介護の提供に努めなければならない。

5 訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(総合事業訪問介護の具体的取扱方針)

第 36 条 訪問介護員等の行う総合事業訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) サービス提供責任者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、総合事業訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な総合事業訪問介護の内容、総合事業専門介護の提供を行う時期等について定めた介護予防訪問介護計画（以下「介護予防訪問介護計画」という。）を作成すること。
- (3) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付すること。
- (5) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (6) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、総合事業訪問介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (7) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づく総合事業訪問介護の提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する総合事業訪問介護の提供状況等について、当該総合事業訪問介護の提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した訪問介護事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載した総合事業訪問介護の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (8) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該訪問介護事業者の提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者に報告すること。
- (9) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。

2 前項第 1 項号から第 8 号までの規定は、同項第 9 号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(総合事業訪問介護の提供に当たっての留意点)

第 37 条 総合事業訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たり、アセスメント（担当職員が介護予防サービス・支援計画書の作成に当たり、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、運動及び移動、社会参加並びに対人関係、コミュニケーションや健康管理等、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及

び家族の意欲や意向を踏まえて、生活機能低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握することをいう。以下同じ。)において把握された課題等に係る改善状況を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な総合事業訪問介護の提供に努めること。

- (2) 訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しなければならない。

第3章 総合事業通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第38条 総合事業通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第39条 総合事業通所介護の事業を行う者（以下「通所介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従事者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 生活相談員(利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う者をいう。以下同じ。) 総合事業通所介護の提供日ごとに、総合事業通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該総合事業通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該総合事業通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 総合事業通所介護の単位ごとに、専ら当該総合事業通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 総合事業通所介護の単位ごとに、当該総合事業通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら総合事業通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該総合事業通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護事業者（旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、総合事業通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は総合事業通所介護の事業と指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。）とが同一の通所介護事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該通所介護事業所における総合事業通所介護の事業及び指定通所介護の

利用者又は総合事業通所介護の事業及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該事業所の利用定員(当該事業所において同時に総合事業通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、総合事業通所介護の単位ごとに、当該総合事業通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該総合事業通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上に確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所介護事業者は、総合事業通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、前項の看護職員又は介護職員、次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該総合事業通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の総合事業通所介護の単位は、総合事業通所介護であつてはその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 通所介護事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業通所介護の事業と指定通所介護の事業又は総合事業通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の通所介護事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第40条 通所介護事業者は、通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所介護事業所の管理に支障がない場合は、当該通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第41条 通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに総合事業通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室、遮へい物の設置により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら総合事業通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する総合事業通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業通所介護の事業及び指定通所介護の事業が同一の通所介護事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第42条 通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する総合事業通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該総合事業通所介護に係る第1号事業費用基準額から当該通所介護事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない総合事業通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、総合事業通所介護に係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所介護事業者は、第2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域(その通所介護事業所が通常時に総合事業通所介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 第3号に掲げるもののほか、総合事業通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによるものとする。

5 通所介護事業者は、第3項の費用の額に係る総合事業通所介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該総合事業の通所介護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第43条 通所介護事業所の管理者は、当該通所介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 通所介護事業所の管理者は、当該通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規定)

第 44 条 通所介護事業者は、通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規定を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 総合事業通所介護の利用定員
- (5) 総合事業通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常事業の実施地域
- (7) 総合事業通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第 45 条 通所介護事業者は、利用者に対し適切な総合事業通所介護を提供できるよう、通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 通所介護事業者は、通所介護事業所ごとに、当該通所介護事業所の従業者によって総合事業通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 46 条 通所介護事業者は、総合事業通所介護の利用定員を超えて総合事業通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第 47 条 通所介護事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所介護事業者は、第 1 項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

3 通所介護事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 48 条 通所介護事業者は、利用者の使用する設備、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護事業者は、当該通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録等の整備)

第 49 条 通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 通所介護事業者は、利用者に対する総合事業通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備

し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第52条第1項第2号の介護予防通所介護計画
- (2) 次条において準用する第16条第2項に規定する提供した具体的な総合事業通所介護の内容等の記録
- (3) 次条において準用する第20条に規定する町への通知に関する記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第2項に規定する事故の状況及び講じた処置の記録
(準用)

第50条 第8条から第14条まで、第16条、第18条、第20条、第21条及び第27条から第31条まで並びに第33条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第23条」とあるのは「第44条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(総合事業通所介護の基本取扱方針)

第51条 総合事業通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 総合事業通所介護は、自らその提供する総合事業通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図り、常にその改善を図らなければならない。
- 3 通所介護事業所は、総合事業通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して総合事業通所介護の提供に当たらなければならない。
- 4 通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による総合事業通所介護の提供に努めなければならない。
- 5 通所介護事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(総合事業通所介護の具体的取扱方針)

第52条 総合事業通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 総合事業通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 通所介護事業所の管理者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、総合事業通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的な総合事業通所介護の内容、総合事業通所介護の提供を行う期間等について定めた介護予防通所介護計画（以下「介護予防通所介護計画」という。）を作成すること。
- (3) 通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (4) 通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介

護計画を利用者に交付すること。

- (5) 総合事業通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (6) 総合事業通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、総合事業通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (7) 通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づく総合事業通所介護の提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する総合事業通所介護の提供状況等について、当該総合事業通所介護の提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した通所介護指定事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載した総合事業通所介護の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (8) 通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を総合事業通所介護の提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者に報告すること。
- (9) 通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第8号までの規定は、同項第9号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

（総合事業通所介護の提供に当たっての留意点）

第53条 総合事業通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 通所介護事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題等に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な総合事業通所介護の提供に努めること。
- (2) 通所介護事業者は、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切な運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供すること。
- (3) 通所介護事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う総合事業通所介護の提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限の配慮をすること。

（安全管理体制等の確保）

第54条 通所介護事業者は、総合事業通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 通所介護事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 通所介護指定事業者は、総合事業通所介護の提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な総合事業通所介護の内容とするよう努めなければならない。
- 4 通所介護事業者は、総合事業通所介護の提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変

化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の措置を講じなければならない。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。